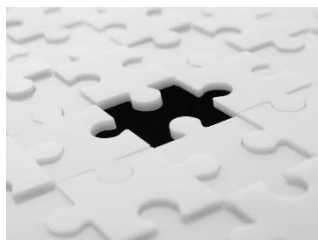


中小ベンチャー企業・小規模企業の審査請求料・特許料等の軽減措置（旧減免制度）



平成30年7月9日より、産業競争力強化法に基づく特許料等の軽減措置（無期限）が実施されています。該当する場合は、申請により審査請求料、特許料等が1/3に減額されます。特許出願の審査請求等をご検討の際に、併せて軽減措置の利用を検討されるとよいでしょう。

詳しくは上記担当弁理士にご相談ください。

【減額措置の概要】

(1) 措置の対象

- ①審査請求料：平成30年7月9日以降に審査請求する場合
- ②特許料：平成26年4月1日以降に審査請求がされた場合
- ③調査手数料・送付手数料：平成30年7月9日以降に特許庁が受理する国際出願
- ④予備審査手数料：平成26年4月1日以降に特許庁が受理した国際出願

(2) 対象者

- a.小規模の個人事業主（従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下））
 - b.事業開始後10年未満の個人事業主
 - c.小規模企業（法人）（従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下））
 - d.設立後10年未満で資本金3億円以下の法人
- * c及びdについては、大企業の子会社など支配法人のいる場合を除きます。

(3) 内容

[国内出願]（<例>は、請求項数7の場合、平成28年4月1日時点の料金を示す）

- ・審査請求料：1/3に軽減
 - <例>通常料金146,000円→減額後料金48,660円
- ・特許料（第1年分から第10年分）：1/3に軽減
 - <例>（第1～第3年分一括）通常料金10,500円→減額後料金3,480円
 - <例>（第4～第6年/1年毎）通常料金9,900円→減額後料金3,300円
 - <例>（第7～第9年/1年毎）通常料金29,800円→減額後料金9,930円
 - <例>（第10年分）通常料金85,500円→減額後料金28,500円

[国際出願]*1（<例>は、平成30年9月1日時点の料金を示す）

- ・調査手数料・送付手数料：1/3に軽減
 - <例>通常料金80,000円→減額後料金26,660円
- ・予備審査手数料：1/3に軽減
 - <例>通常料金26,000円→減額後料金8,660円

(4) 申請手続

特許庁に出願審査請求書、特許料納付書、国際出願の願書、予備審査請求書を提出する際に、軽減申請書と証明書類を書面にて特許庁に提出して料金の軽減の申請を行います。

*1 なお、国際出願については、国際出願手数料（153,800円～）・予備審査の取扱手数料（23,100円）の2/3が交付される制度（国際出願促進交付金制度）も併せて利用するのがよいでしょう。この制度については、上記担当弁理士にご相談ください。